

令和 8 年度那覇市高齢者「食」の自立支援事業に係る受託事業者募集について

那覇市長 知念 覚

那覇市では令和 8 年度に那覇市「食」の自立支援事業を受託することができる事業者を募集します。この事業の受託を希望される方は、次によりご応募下さい。

1 事業概要

利用者の自宅に、高齢者向けの昼食のお弁当を配達し、食生活の改善と健康増進を図り、併せて安否確認を行う事業

2 業務内容

- (1) 月曜日から土曜日の予め利用者が指定した曜日(週 4 日を限度)に、利用者宅を訪問し、当日調理した昼食のお弁当を直接手渡すこと。
- (2) 利用者負担金(食材費+調理費)を利用者から徴収すること。
- (3) 利用者からお弁当についての要望(献立・調理方法・配達など)を積極的に聴きとり、必要があるときは改善を行うこと。
- (4) 市の定める安否確認マニュアルに基づき、利用者の安否を確認すること。
- (5) 市の指定する方法で実績を報告すること。

3 お弁当の仕様

お弁当の仕様は、次のとおりとする。

- (1) お弁当の料金は、並盛相当は上限 912 円、大盛り相当は上限 1,012 円とし、並盛相当については 200 円を、大盛相当については 300 円を食材費に充てること。
- (2) 調理は、事前に利用者に提示された献立表により実施するものとし、その内容は、高齢者にふさわしい素材、栄養面に配慮されたものであること。
- (3) 利用者の咀嚼能力に配慮し、主食、副食の形態を選択可能とすること。
- (4) 容器は、食事が冷めないように配慮を行い、高齢者の利用しやすいものとし、原則として年間を通して再利用が可能なものであること。

4 資格要件

受託希望者は、次に掲げる要件を全て備えていなければならない。

- (1) 事業に必要な許可を得ており、令和 8 年 2 月 20 日現在で、県内で 2 年以上の配食事業実績があること。

- (2) 調理師及び管理栄養士の資格取得者を各 1 名以上有すること(フランチャイズ・システムによる事業活動形態の場合は、フランチャイザーが有している時も可とする。)
- (3) 那覇市内全域に配達できること。
- (4) 市町村税・法人税・消費税を完納していること。
- (5) 労働災害保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度に加入していること。
- (6) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (7) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (8) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (9) 2 の業務内容を遂行でき、3 に定める仕様のお弁当を提供できること。

5 提出書類

受託希望者は、次に掲げる書類を提出するものとする。ただし、令和7年度以前に資格があると認められ、かつ、当該資格の有効期間が令和8年4月1日以後も継続しているものにあつては、(9)から(12)までに掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 資格確認申込書(第1号様式)
- (2) 事業概要(第2号様式)
- (3) 事業実績書(第3号様式)
- (4) 所在地見取り図(第4号様式)
- (5) 登記簿謄本
- (6) 営業許可証の写し
- (7) 調理師及び管理栄養士の免許証の写し
- (8) 1週間分の献立表(栄養素量の表示あるもの)及びサンプル写真
- (9) 提供できるお弁当及び従業員名簿(第5号様式)
- (10) 財務諸表(直前1年分の貸借対照表及び損益計算書)
- (11) 納税証明書(完納証明書)
- (12) 社保完納証明書

6 申込期間、提出場所及び提出方法

- (1) 申込期間：令和8年3月6日(金)から令和8年3月18日(水)
(※郵送により提出する場合は、令和8年3月18日(水)必着)
- (2) 提出場所：〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 (本庁舎2階27番窓口)
那覇市 福祉部 ちゃーがんじゅう課 在宅福祉グループ
- (3) 提出方法：直接提出又は郵送

7 特記事項

この募集は、次年度当初予算の成立を前提として年度開始前に資格の有無を確認する手続であり、本件は、年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期、否決等になったときは、この事業の実施を延期し、又は中止する場合がある。

8 資格要件の確認及び決定

- (1) 資格要件の確認に当たっては、事業所、関連施設等を訪問し、必要な調査を行う場合がある。
- (2) 確認の結果、資格があると認められる受託希望者(以下「有資格者」という。)には、那覇市高齢者「食」の自立支援事業資格確認通知書により通知するものとする。

9 資格の有効期間等

- (1) 資格の有効期間は、3年間とする。
- (2) 有資格者は、事業所の所在地、代表者、調理師及び管理栄養士の在籍状況その他の市長が必要と認める事項に変更が生じたときは、遅滞なくその旨を届け出なければならない。
- (3) 市長は、有資格者が資格の有効期限内に資格要件を欠くに至ったときは、その資格を無効とし、那覇市高齢者「食」の自立支援事業資格無効通知書により通知するものとする。

10 問合せ先

那覇市 福祉部 ちゃーがんじゅう課 在宅福祉グループ
事業担当 上原、比嘉
電話 098-862-9010(直通) FAX 098-862-9648